

平成 23 年第 3 回安城市議会臨時会付議案件

内 容	
議 案 番 号	第 6 1 号議案
議 案 名	安城市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>人事院勧告に伴い職員の給与を改定するもの 23. 12. 1～</p> <p>1 給料表の改定 給料月額引下げ（おおむね 40 歳以上の職員に限る。）</p> <p>2 その他 （1）給料表の引下げ改定による本年 4 月から改正条例施行までの較差相当分は、平成 23 年度 12 月期の期末手当の額で所要の調整を行い、年間の給与についての実質的な均衡を図る。 （2）平成 18 年度に実施した給与構造改革に伴う経過措置（現給保障）を段階的に廃止する。</p>
議 案 番 号	報告第 19 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>市営住宅管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 404,035 円</p> <p>2 事故内容 （1）発生日時 平成 23 年 8 月 7 日 正午ごろ （2）発生場所 安城市大東町地内 （3）経 過 上記地内の市営大山田東住宅において、排水管の損傷により、雑排水が漏れ、1 階の店舗に流入したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 店舗の天井、床及び壁面の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市 100% 相手方 0%</p> <p>5 専決年月日 平成 23 年 10 月 17 日</p>
議 案 番 号	報告第 20 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>道路管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 13,672 円</p> <p>2 事故内容 （1）発生日時 平成 23 年 10 月 12 日 午後 7 時ごろ （2）発生場所 安城市大山町地内 （3）経 過 上記地内の市道において、相手方車両が駐車場へ入ろうとしたところ、浮き上がっていた集水ますの蓋に接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 右の前輪の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市 80% 相手方 20%</p> <p>5 専決年月日 平成 23 年 11 月 7 日</p>